

# 確定申告の季節がやってきました

～ 医業・歯科医業の所得計算における優遇税制～

通常、事業所得の計算は、**収入－必要経費**で算定されます。しかし、医業・歯科医業における事業所得の計算上、社会保険診療報酬が5,000万円以下の場合に限っては、社会診療報酬に係る経費について、実際に使った経費に代えて以下の概算経費を使用することができます。  
(租税特別措置法26条)

社会保険診療報酬	概算経費
2,500万円以下	社会保険資料報酬×72%
2,500万円～3,000万円以下	社会保険資料報酬×72%+50万円
3,000万円～4,000万円以下	社会保険資料報酬×62%+290万円
4,000万円～5,000万円以下	社会保険資料報酬×57%+490万円

上記の場合、社会保険診療報酬に係る必要経費は一定の率をかけて算定します。  
よって、必要経費を自由診療報酬に係る部分をなるべく明確にわけることにより、経費を多く計上することができ節税につながります。

## 所得計算のイメージ



社会保険診療報酬	課税所得	社会保険診療報酬に一定率を乗じて算出した経費
	その他の実際に支出した経費	
自由診療	自費に係る必要経費	自費に係る必要経費

※年の途中で法人成りをされた場合は、個人事業主であった期間における社会保険診療報酬が、5,000万円以下であれば適用受けることができます。

\* 年の途中で法人成りをされた場合は、個人事業主であった期間における社会保険診療報酬が、5,000万円以下であれば適用受けることができます。

- ☑ H22年度中に法人成りされた方は、個人事業主期間中の報酬の確認を！！
- ☑ H23年度中に法人成りを予定されている方は、認可後1日でも早い移行を！！
- ☑ 事業承継をされる際も利用できる場合がありますので、承継の際はご連絡を！！

お問い合わせはこちらをクリック ⇒ [info@yamadasougou.co.jp](mailto:info@yamadasougou.co.jp)